

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の概要

～鳥獣保護法から鳥獣保護管理法へ～



鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律は、平成26年5月30日に公布、平成27年5月29日に施行されました。

この改正により、従来の「鳥獣の保護」を基本とする施策に、一部の鳥獣については捕獲を積極的に推進するための新たな措置が導入されましたので、その概要を紹介します。

(1) 法の題名等の改正

ニホンジカ等生息数の著しい増加や生息地の範囲の拡大が見られる鳥獣は、自然生態系、農林水産業及び生活環境に深刻な被害を及ぼしています。これらの鳥獣については、その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させる「鳥獣の管理」を図ることとし、その施策を法律に含めるため、法の題名を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、目的に「鳥獣の管理」を追加しました。

(2) 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設 (都道府県による捕獲の強化)

「鳥獣の管理」を推進するための新たな措置として、都道府県による捕獲を強化するため、集約的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣(指定管理鳥獣)として環境大臣が指定したニホンジカ及びイノシシを、都道府県又は国の機関が捕獲する事業(指定管理鳥獣捕獲等事業)を創設しました。

この事業の実施にあたっては、①捕獲等の許可が不要となる、②一定の条件下で捕獲個体の放置の禁止が緩和される、③一定の条件下で夜間銃猟が可能となる、といった規制緩和が適用されます。

なお、都道府県が行う指定管理鳥獣捕獲等事業を支援するため、新たな交付金として、平成26年度補正予算で約13億円(補助率9/10)、平成27年度当初予算で5億円

(補助率1/2を計上しています)。

(3) 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入 (捕獲の担い手確保)

鳥獣捕獲の中の役割を果たしている狩猟者の減少・高齢化が進み、捕獲の担い手の育成・確保が喫緊の課題となっている中、鳥獣の捕獲等を行う事業者について、その安全管理体制や従事者の技能・知識が一定の基準に適合していること等について都道府県知事の認定を受ける認定鳥獣捕獲等事業者制度が導入されました。鳥獣捕獲の事業者の安全確保、技術向上など、捕獲の担い手の育成・確保に繋がることが期待されています。

その他に、住居集合地域等における麻酔銃猟の許可が規定され、網猟免許・わな猟免許の取得年齢の引き下げ等が行われました。

平成25年12月に農林水産省と環境省が共同で取りまとめた「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」において、当面の捕獲目標として、ニホンジカ、イノシシの個体数を10年後までに半減させることを目指すこととしました。

この目標を達成し、自然生態系、農林水産業及び生活環境への被害を防ぐためにも、鳥獣保護管理法に基づく管理のための新たな措置を着実に進めるとともに、両省が連携して鳥獣被害対策に取り組むことが重要と考えます。